**秘密保持契約書（案）**

国立大学法人埼玉大学（以下「甲」という。）と○○○○○○（以下「乙」という。）は、「●●●●●●の研究」に関し、次のとおり秘密保持に関する契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（目的）

第１条　本契約は、共同研究実施の検討（以下「本検討」という。）を行うにあたり、甲乙双方が保有する情報を開示する場合における秘密の漏洩を防止するために、秘密保持の取扱いについて定めるものである。

（秘密の保持）

第２条　甲及び乙は、本検討について相手方から開示された技術情報、サンプル、資料、ノウハウ及び意見交換、工場見学等により知り得た相手方の技術上、営業上の情報、本契約の締結の事実及びその内容（以下総称して「秘密情報」という。）を相手方の書面による事前の同意なしに、第三者に開示、漏洩してはならない。なお、秘密情報は、秘密である旨を表示するものとし、秘密の旨表示が出来ないものについては開示の際に秘密の旨を明確にし、開示後３０日以内に開示当事者がその内容の概要を、秘密の旨の表示を付した書面にして相手方に提供するものとする。ただし、次のものは秘密保持の対象から除外される。

（１）開示を受けた際、既に自ら所有し、又は第三者から入手していたもの

（２）開示を受けた際、既に公知、公用であったもの

（３）開示を受けた後、甲、乙いずれの責にもよらずして公知、公用となったもの

（４）第三者から秘密保持義務を負うことなしに正当に開示を受けたもの

（５）相手方から開示された情報によることなく独自に開発したことを証明できるもの

（本検討に従事する者）

第３条　甲及び乙は、別表第１に掲げる者を本検討の担当者（以下「本従事者」という。）として参加させるものとする。

２　甲及び乙は、本検討を行うために必要最小限度の者（本従事者を含む）に限り秘密情報を開示することができる。また、これらの者は本契約に定める秘密保持義務を厳重に負う。

（使用の制限）

第４条　甲及び乙は、相手方から開示を受けた秘密情報を本検討のためにのみ使用し、他のいかなる目的にも利用してはならない。

（複写・複製）

第５条　甲及び乙は、本検討に必要な範囲に限り、相手方の秘密情報を複写・複製することができる。

（本検討結果）

第６条　本検討の結果、甲及び乙の間で共同研究を協力して行うと決定した場合は、双方協議の上、共同研究実施の手続きを行う。

（返却）

第７条　甲及び乙は、相手方の要請があったときは、相手方の秘密情報及びその複写・複製物を直ちに相手方に返却する。

（有効期間）

第８条　本契約は、締結の日から１年間有効に存続する。ただし、甲乙合意の上、書面をもって期間を延長することができる。

（裁判管轄）

第９条　本契約に関する訴えは、甲の所在地を管轄するさいたま地方裁判所の管轄に属する。

（協議）

第１０条　本契約に定めない事項及び本契約の解釈に疑義が生じた場合は、双方誠意をもって協議し、友好的に解決する。

　以上、本契約の成立を証するため、本契約書２通を作成し、甲乙記名捺印の上、各１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲　　埼玉県さいたま市桜区下大久保255

国立大学法人埼玉大学

学長　　坂井　貴文

乙

別表第１（第３条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 氏　名 | 所属部署・職名 |
| 甲 |  |  |
| 甲 |  |  |
| 乙 |  |  |
| 乙 |  |  |